

# 農業簿記7 JAバージョン

## 「サービスパック」利用マニュアル

ソリマチ株式会社

### ■本サービスパックの対応内容

本サービスパックは、農業簿記7 JAバージョン」のいくつかの機能を改良したものです。  
農業簿記7 JAバージョンをご活用いただくため今後もサービスパックで内容の充実を  
継続する予定です。

### ■制限事項

本アップデートプログラムには以下の制限があります。

- 農業簿記7 JAバージョン Ver.7.03.00 ~ Ver.7.03.01 がインストールされているパソコンを  
お持ちのお客様のみが導入可能になります。

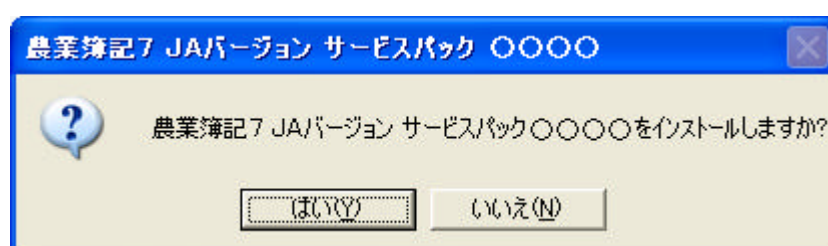
### ■注意事項

農業簿記7 JAバージョンを起動している状態では行えません。  
また、本サービスパックをインストールした後はサービスパックがインストールされていない  
製品との間でバックアップデータなどのやりとりができませんのでご注意ください。

### ■インストール手順

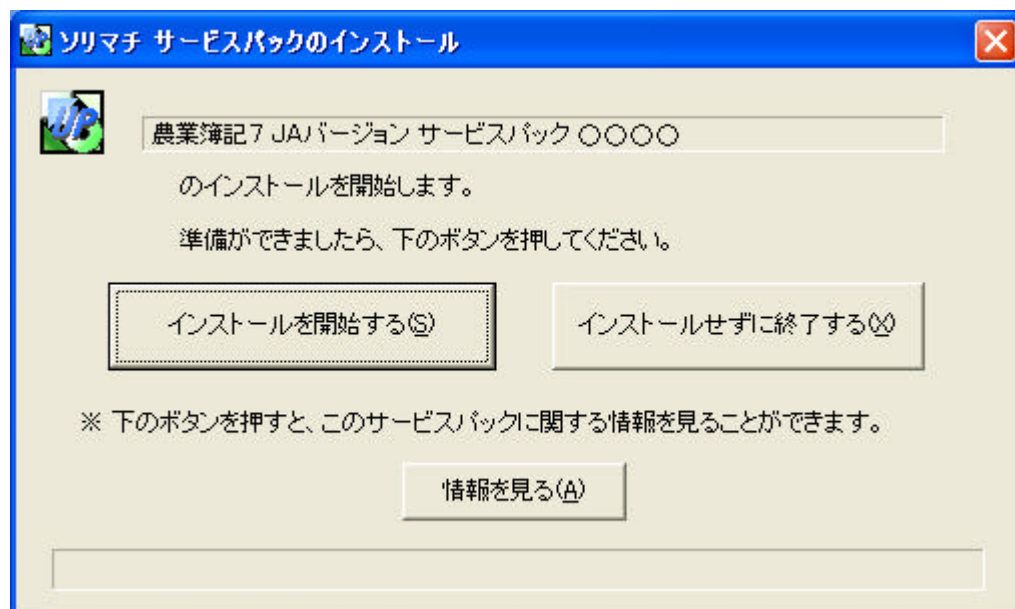
プログラムは圧縮されており、ダウンロード後、「ja7sp○○○○.exe」を実行すると、  
自己解凍の後に次の画面が表示されます。

インストール開始の確認画面が表示されますので「はい」をクリックしてください。



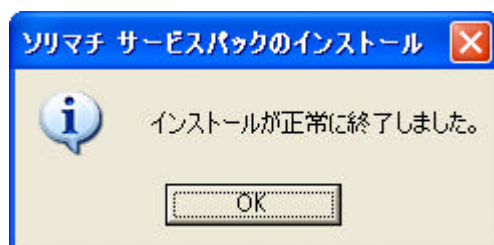
解凍が終了するとサービスパックのインストール画面が表示されます。

農業簿記7 JAバージョンが起動していないことを確認した後に、[インストールを開始する]をクリックしてください。確認メッセージが表示され、[はい] をクリックするとインストールが開始されます。



インストールが完了すると以下の画面が表示されます。

サービスパックのインストールはこれで終了です。



インストール後、農業簿記7 JAバージョンを起動して、通常通りお使いください。

# 解決される不具合・変更点の詳細

## ・農業仕訳博士 :平成 20 年度税制改正による新しい耐用年数表等に対応。

減価償却資産の耐用年数等に関する省令の一部を改正する省令」(財務省令第32号)に基づいて改正された新しい耐用年数表等が財務省より公開されました。  
農業仕訳博士がこの新しい耐用年数表等に対応しました。

## ・複数台の PC で運用時、次年度更新を実行した PC 以外から新年度データを参照できない。

複数台のパソコンでJAバージョンを運用している場合に、1台のパソコンで次年度更新を実行後、他のパソコンで次年度更新後のデータを支所として登録しようとすると「他のユーザで使用中～」と表示され、支所を登録することができませんでした。

1台のパソコンでJAバージョンを運用している場合は問題ありません。  
排他制御の情報が残り続けていたために発生した問題であり、次年度更新した組合員のデータ自体には問題ありません。

## ・原則課税の場合に、「有価証券譲渡(5%)」が円未満端数を四捨五入した金額で表示される。

消費税申告区分が原則課税のデータにて、税区分に「31:有価証券」を使用した仕訳を入力し、消費税申告書作成を起動すると、消費税申告書設定ダイアログの「売上」タブの「有価証券譲渡(5%)」が円未満の端数を四捨五入した金額で表示されていました。(四捨五入ではなく切り捨てが正しい)

## ・合計残高試算表の前年対比にて、部門を指定すると前年分の集計結果が正しくなく。

部門が1件以上登録してあるデータにて、合計残高試算表で前年対比をチェックオンにし、部門に全部門以外を指定すると、部門管理していない勘定科目の前年分の集計結果が正しくありませんでした。

## ・一括償却資産の内訳にていくつかの不具合がある。

減価償却資産登録の「一括償却資産の内訳」にて以下の不具合がありました。

減価償却資産の一括償却資産の内訳ダイアログにて、内訳に登録したデータを削除することができませんでした。

組合員を切り替えて、減価償却資産の一括償却資産の内訳データを確認すると、切り替える前の組合員の内訳データが表示される場合があります。

同一資産コード、同一内訳コード、同一内訳件数で一括償却資産の内訳が登録されている場合に上記の現象が発生します。

一括償却資産の内訳ダイアログにて、取得日に会計期間より未来の日付を入力しても入力前の日付に戻していませんでした。

## 売却 / 除却した資産の「償却額表示」にて表示内容に不備がある。

減価償却資産登録にて、売却 / 除却した資産を「償却額表示」とすると、売却 / 除却時の簿価が「残存価額」として表示されていました。

各種集計表、申告書や決算書、減価償却費仕訳転送には影響ありません。

## 定率法で償却期間が 12 ヶ月未満の資産について調整前償却額の表記を変更。

減価償却資産登録にて、定率法で登録した資産の償却期間が 12 ヶ月未満の場合、表示される調整前償却額が 12 ヶ月分であるため法人税申告書の別表 16 の調整前償却額として記載する内容と合っていないませんでした。

調整前償却額は、新定率法による償却計算にて当期の償却額が償却保証額を割り込んだ場合には均等償却へ切り換える判断に使う当期償却額に相当する金額です。

但し、判断は 12 ヶ月分のもので行うことが規定されている。

減価償却費の計算上は問題ありません。

## 簡易課税の場合に申告書と付表で金額が一致しないものがある。

簡易課税で 2 種類以上の事業を営む場合、申告書の「参考事項」の合計額と付表 5 の(6)事業区分別の合計額を千円単位 (四捨五入) にした額が一致しない場合があります。

合計額は参考事項であり、納税額には影響ありません。